

3江農第85号
令和3年8月18日

愛知県行政書士会 尾北支部
支部長 高田 大覚 様

江南市農業委員会
会長 杉本 俊人
(公 印 省 略)

現況証明の江南市処理基準の変更について (通知)

晩夏の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、市行政に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度令和3年8月18日をもちまして、現況証明の江南市処理基準を別紙の
通り変更することとしましたので、通知いたします。

よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

【問合せ】

農政課 農業振興グループ

0587-54-1111 (内線447)

現況証明の処理基準の変更について

令和3年8月18日

江南市農業委員会事務局

現況証明の処理の基準を、以下のとおり変更する。

【住宅等建築物の場合】

現況証明の要件として、(当該建築物の建築面積÷敷地面積)がおおむね2割以上となることとしてきたが、決してこれにとられるものでない。

【駐車場・資材置場等の場合】

駐車場や資材置場等の土地は区画形質の変更が容易であり、20年間以上継続して農地以外に利用されていることを公的に証明するのが困難であり、現況証明の対象とならない。ただし、願出地がアスファルト、又はコンクリート等で施工されていた場合、国土地理院が発行した航空写真(願出日から20年以上前に撮影されたもの)で、願出地の状況が判別でき、その状況が願出日と変えない場合は、現況証明の対象となる。

【願出前20年間以上、農地等以外であることの証明書類】

- ・ 固定資産税(家屋)評価額等証明書
- ・ 建物の登記簿謄本又は登記事項証明書

(建物の建設時期の記載があるものに限る。申請前3月以内に発行されたもの。要約書は不可。)

- ・ その他公的機関が発行する土地の状況に関する資料

願出日より20年以上前の状況が、農地等以外の目的に利用されていることが判別できるものに限る。

以上に加えて次の資料も使用できるものとする。

- ・ 願出地の航空写真

願出日より20年以上前に撮影されたもの(国土地理院の撮影日の証明が必要)で、願出地の状況が判別できる場合に限り証明となる。